

中之条町防犯対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の抑止及び町民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として住宅等の防犯対策を実施する者に対して交付する中之条町防犯対策補助金（以下「補助金」という。）について、中之条町補助金等に関する規則（平成22年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有し、居住していること。
- (2) 年度内にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 特別な理由があり、特に町長が認める者。

(補助対象)

第3条 この補助金の交付対象事業は、住宅等に施した対策のうち、町長が防犯対策に特に効果があると、次の各号に掲げるものとし、補助事業の経費の合計金額が2,000円以上とする。ただし、録画機能付防犯カメラ等(常時録画又は人感センサー付)を購入した場合は補助事業の経費はそれのみとする。

- (1) 防犯ガラス・防犯フィルム
- (2) 人感センサーライト
- (3) 録画機能付防犯カメラ等(常時録画又は人感センサー付)
- (4) 迷惑電話防止機能付電話等
- (5) その他の町長が認める防犯対策

(補助金の額等)

第4条 この補助金の額及び交付回数は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の額は2,000円とする。ただし、録画機能付防犯カメラ等(常時録画又は人感センサー付)を設置する場合にあたっては、10,000円又は経費の2分の1に相当する額のいずれか低い額が2,000円以上（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。
- (2) 交付回数は補助対象者につき年1回限りとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、中之条町防犯対策補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費が分かるもの（領収書の写）

(2) 通帳又はキャッシュカードの写し（補助対象者名義のもの）

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定し、決定後速やかに中之条町防犯対策補助金交付決定通知（別記様式第2号。以下「決定通知」という。）を通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 町は前条に規定する決定通知を通知後、速やかに申請書類に記載された振込先金融機関の口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 補助金の交付決定後において、この要綱に違反又は虚偽等を行ったとき、町長は、交付を取り消し、又は補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

（その他）

第9条 その他必要な事項については、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。